

兵 庫 警 察 署

駐車監視員活動ガイドライン

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの業務を行う者のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、自動二輪車等を含む放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、本ガイドラインの範囲内となりますが、本ガイドラインの範囲外であっても、次の事項に該当する場合は、警察署長の指示に従い確認事務を行うことが出来ます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催事等により駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

路線 (区 間)	重点時間帯
市道湊町線(新開地交差点～夢野町2丁目交差点)	7時～22時

◎ 重点路線

路線 (区 間)	重点時間帯
国道28号(中央幹線)(有馬道交差点～水木通10丁目交差点)	7時～22時
市道長田楠日尾線(山手幹線)(楠町6丁目交差点～上沢通8丁目交差点)	7時～22時
国道428号(有馬道交差点～平野交差点)	7時～22時
国道2号(管内全線)	7時～22時
市道永沢線(新開地交差点～駅前通5丁目3番先交差点)	7時～22時
市道兵庫駅鷹取線(JR兵庫駅北ロータリー～駅前通4丁目2番先交差点)	7時～22時
市道松本せせらぎ通(松本通3丁目1番～長田区境界)	7時～22時
市道山麓線(夢野2丁目交差点～長田区境界)	7時～22時
県道兵庫埠頭線(中の島交差点～松原交差点)	7時～22時
市道会下山線(築島交差点～入江通2丁目交差点)	7時～22時
市道高松線(七宮交差点～長田区境界)	7時～22時
市道御崎本町線(浜崎通交差点～小松通3丁目交差点)	7時～22時

重点地域

◎ 最重点地域

地 域	重点時間帯
福原周辺	7時～22時

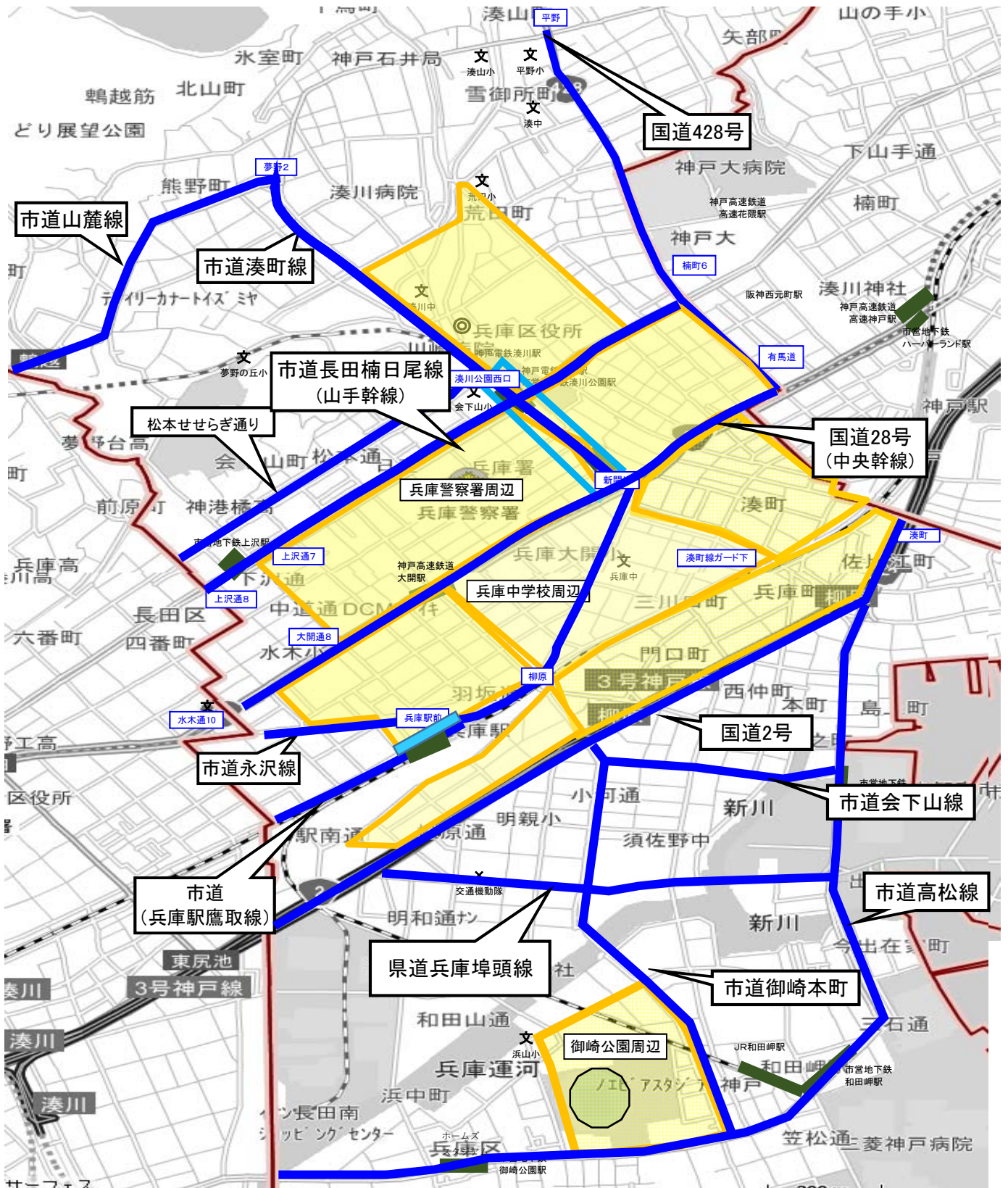
◎ 重点地域

地 域	重点時間帯
JR兵庫駅北周辺	7時～22時
東山市場周辺	7時～22時
新開地周辺	7時～22時
兵庫警察署周辺	7時～22時
JR兵庫駅南(チャンネルタウン)周辺	7時～22時
御崎公園周辺	7時～22時
柳原蛭子神社周辺	7時～22時
兵庫中学校周辺	7時～22時

◎ 自動二輪・原付重点地域

地 域	重点時間帯
湊川駅・新開地駅周辺	7時～22時
JR兵庫駅北側周辺	7時～22時

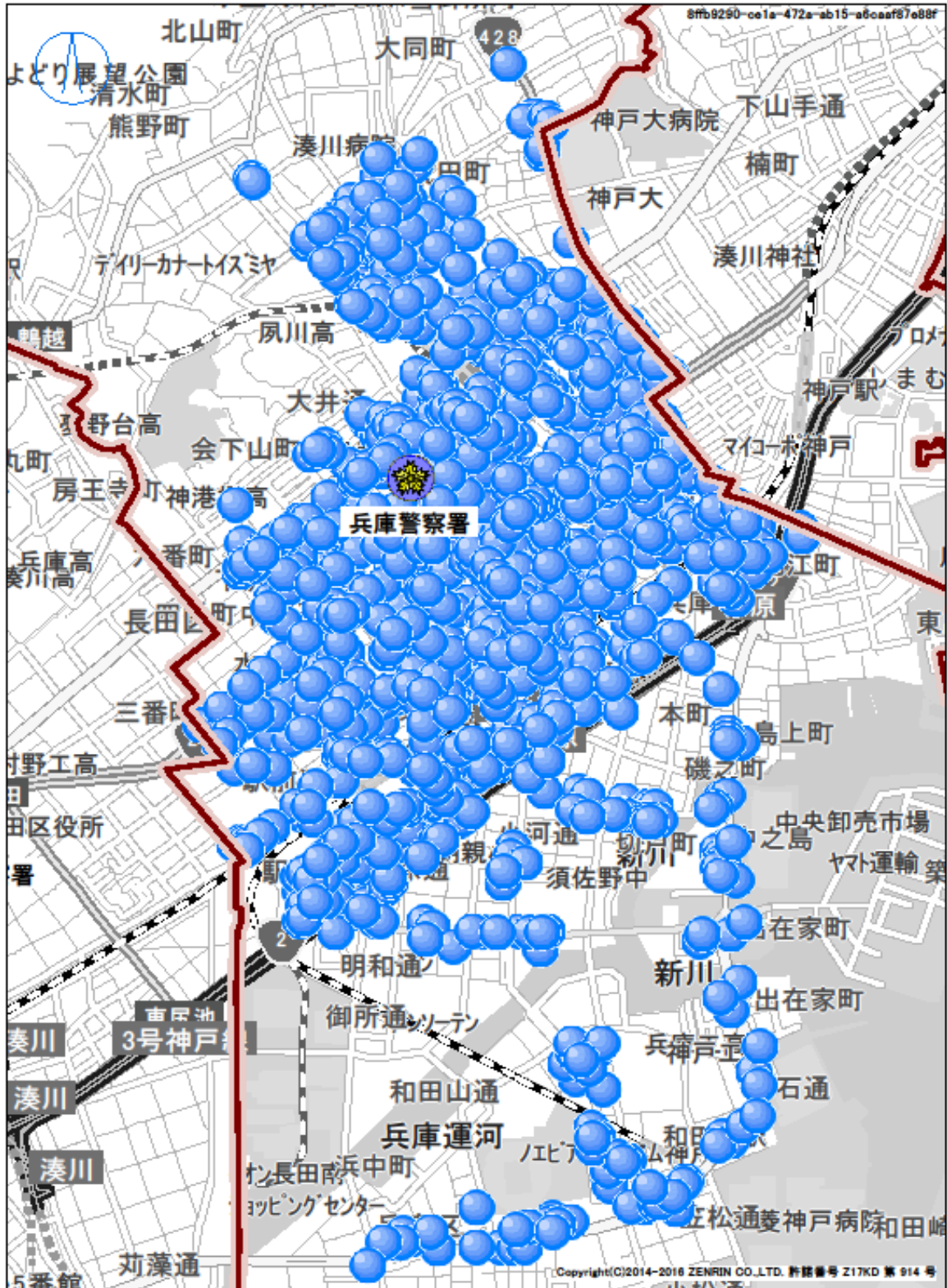
兵庫県兵庫警察署 駐車監視員活動ガイドライン



「この地図は、国土院院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（空間データ基盤）を複製したものである。（承認番号平17総複、第101号）」

凡例	最重点路線	
	重点路線	
	最重点地域	
	重点地域	
	二輪車重点地域	

兵庫県 兵庫警察署 確認標章取付け状況



期間	令和3年中
場所	駐車監視員活動ガイドライン内
取付者	警察官及び駐車監視員